

富山県監査委員 山崎宗良 殿

富山県監査委員 亀山 彰 殿

富山県監査委員 田中篤人 殿

富山県監査委員 高橋正樹 殿

富山県議会議長 山本 徹

富山県知事 新田八朗

富山県教育委員会教育長

萩布佳子

富山県公安委員会委員長

金井 豊

富山県人事委員会委員長

川合 哲

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年3月16日付け監委第83号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別添）

令和4年度行政監査の結果に基づき講じた措置

（個人情報等の適正管理について）

1 個人情報取扱事務登録簿について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>個人情報を取り扱う事務については、個人情報保護条例に定める登録簿を整備することとされているが、一部の機関において、登録簿に記載された個人情報の項目と実際に保有している個人情報の項目が異なる事務が複数見られ、登録簿に対する意識の希薄さ、不備が認められた。登録簿は、本県が個人情報を保有する具体的な項目などを適正に登録し、県民等が個人情報の取扱状況を確認できるようにするため、一般の閲覧に供しなければならないことから、各機関においては、実際に保有する個人情報の項目を再度点検し、更新を行うとともに、時代の変化に応じた、個人情報の取得の要否についても点検されたい。例えば、個人情報を取扱う起案文書を回議する際、登録簿を添付することにより、登録簿の記載内容との相違を防ぐことなどが考えられる。</p> <p>また、登録簿に記載されていない個人情報取扱事務の有無についても、点検されたい。</p> <p>制度所管課においては、県庁全体の登録簿の更新を行うとともに、各機関に対し、個人情報保護の制度、目的、登録簿作成の意義について改めて周知徹底を図られたい。</p>	<p>各機関において、個人情報取扱事務登録簿に記載された個人情報の項目と実際に保有している個人情報が一致しているか、登録簿に記載されていない個人情報取扱事務がないか、個人情報の取得の要否が適切か等について点検した。今後とも適切な個人情報登録簿となるよう点検、更新に努めてまいりたい。</p> <p>また、個人情報取扱事務登録簿の修正、廃止及び新規登録について通知（令和5年8月23日総務課長通知）し、県庁全体の登録簿の更新を行うとともに、室課長以下の全職員を対象とした個人情報保護制度についての研修を実施し、個人情報保護の制度、目的、登録簿作成の意義について周知した。</p>

2 個人情報の管理について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>個人情報の管理については、多くの機関で保管場所の確保や電子データのパスワード付与などの措置が講じられていたが、一部の機関において、取扱担当者を限定していたものの、電子データのパスワード付与を行わないまま管理していた事務が見られた。個人情報が記録された文書や電子データは、アクセスできる職員を最小限とし、電子データのパスワード付与や施錠可能な書棚への収納など、万が一の事態にも被害を最小限に抑えられるよう、今一度、個人情報の管理及び保管について点検し、必要な措置を講じられたい。</p> <p>併せて、外部委託については、受託者に対し、委託契約書に付される個人情報保護を遵守する特記事項についての履行確認を徹底されたい。</p>	<p>各所属において、個人情報が記録されている文書や電子データについて、アクセスできる職員を最小限とし、アクセス制限付きフォルダの利用や施錠可能な書棚に収納されているか等、個人情報の管理及び保管について点検した。今後とも個人情報の適切な管理及び保管に努めてまいりたい。</p> <p>また、個人情報を取扱う業務の外部委託については、受託者に対し、委託契約書に付される個人情報保護を遵守する特記事項の履行確認を徹底してまいりたい。</p>

3 個人情報の利用及び提供について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>個人情報の利用及び提供については、概ね目的に沿って有効に活用されていたが、一部の機関において通知書の誤送付やメールの誤送信など情報漏洩事</p>	<p>文書等の発送時には窓付き封筒を使用し、宛先を複数職員がダブルチェックするなど、引き続き、個人情報の漏洩防止のた</p>

<p>案が発生し、一時期、県庁全体で連続して発生する事態となった。</p> <p>情報漏洩事案発生機関においては、再発防止に努めているところであり、それ以外の機関においても、情報漏洩が発生しないよう情報セキュリティ対策の徹底、チェック体制の強化、リスク軽減に向けた取組みなどの各種対策が行われ個人情報の適正な取扱いについて浸透が図られていると認められる。今後も情報漏洩事案が二度と発生しないよう、複数の職員による送付確認の徹底など人為的ミスの防止のための各種対策を徹底されたい。</p> <p>過度な業務負担や業務の慣れなどによりさらなる事案を引き起こすことのないよう、対策を随時見直し、情報漏洩リスクがより少なくなるような事務の見直しやシステムの導入など、引き続き必要な措置を講じられたい。</p>	<p>めの各種対策を徹底するとともに、情報漏洩リスクが少なくなるよう、随時事務の見直しを図るなどの措置を講じ、情報漏洩事案の再発防止に努めてまいりたい。</p>
--	--

4 個人情報安全確保策、事故発生時の対応について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>個人情報安全確保策、事故発生時策については、多くの機関で情報漏洩事故が発生した場合を想定し、手続き等を定めていたが、各機関で記載内容にバラつきが見られ、職員の意識の温度差も見られた。</p> <p>また、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）や情報セキュリティについては、情報漏洩事案が発生した場合、明確な報告連絡体制が定められていた。</p> <p>制度所管課においては、特定個人情報以外の個人情報についても、各機関が事故発生時、迅速に対応ができるよう報告連絡体制やマニュアルを定め、周知いただきたい。</p> <p>併せて、特定個人情報の取扱いに準じ、特定個人情報に加え個人情報全般の定期的な監査の実施等についても検討されたい。</p> <p>また、情報セキュリティ対策についても、引き続き定期的な監査や研修などの実施を通じて職員の意識向上に努められたい。</p>	<p>特定個人情報以外の個人情報についても、新たに個人情報漏洩等の発生時の対応フローを作成するとともに、個人情報の取扱いについての職員の意識向上のため、庁内会議や室課長以下の全職員を対象とした個人情報保護制度の研修の中で、個人情報漏洩等発生時の対応について周知を行った。</p> <p>また、特定個人情報に加え、今年度から個人情報全般の取扱いについても定期的に監査を実施することとした。</p> <p>情報セキュリティ対策については、引き続き定期的に情報セキュリティ監査を実施するとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施により、職員の情報セキュリティ意識の向上に努めてまいりたい。</p>

5 新たな個人情報保護法の周知について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>個人情報保護法等の改正に伴い、令和5年4月から個人情報保護条例は新たな個人情報保護法に統合及び一元化されることとなり、全国的な共通ルールのもと、より一層厳格な個人情報の保護が求められるところである。</p>	<p>個人情報保護法の改正に伴い、本県の個人情報保護制度に係る規程等を見直し、改正し、各機関に対して通知（令和5年3月29日経営管理部長通知）した。</p> <p>また、室課長以下の全職員を対象とした</p>

制度所管課においては、これまでの個人情報保護制度の枠組みも活用しつつ、各機関が円滑に新法に基づく事務手続きを進められるよう、運用通知の发出や個人情報保護委員会が実施する研修への受講の呼びかけなど、新制度について周知いただきたい。	個人情報保護制度の研修の中で、新制度について周知した。
--	-----------------------------

6 おわりに

監査の意見	措置の内容（改善事項）
本県では情報漏洩事案が一時期連続して発生したことから、現在も県庁全体で、再発防止に取り組んでいるところであるが、一定期間が経過していることから、風化や形骸化によりさらなる事故や事案を引き起こさないよう、内部統制制度によるリスク管理を徹底し、情報漏洩のリスクを常に念頭に置きながら、個人情報の適切な管理体制の整備を図られたい。	職員への継続的な注意喚起等の実施や、内部統制制度によるリスク管理を徹底し、引き続き、個人情報の適切な管理体制の整備に努めてまいりたい。

